南房総の風

［発行］
南房総教育事務所
令和８年４月２７日
第　２　号
文責　保健体育班

生命（いのち）の安全教育強化月間

５月は、生命（いのち）の安全教育強化月間です。

令和２年度から４年度までの３年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和２年６月１１日決定）」に基づき、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の取組が進められてきました。「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と性暴力予防」の一環として、子供を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

既に、各学校へ通知が届いていると思いますが、本号では、文部科学省作成の「指導の手引き」を基に「生命の安全教育」についてお知らせしていきます。

いのち
生命の安全教育
子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しております。

文部科学省
「生命の安全教育」

【目　標】
性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

各段階におけるねらい（概要）

発達段階		ねらい（概要）
幼児期		幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようになっていく。
小学校	低・中学年	自分と相手の体を大切にする態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
	高学年	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校		性暴力に関する正しい知識を持ち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
高校		性暴力に関する現状を理解し、正しい知識を持つことができるようにする。また、性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
特別支援教育		障害の状態や特性及び発達の状態等に応じて、個別指導を受けた被害・加害児童生徒等が、性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

指導に当たっては、「家庭で性暴力被害等の経験がある児童生徒への対応」「外国人児童生徒への対応」にも配慮する必要があります。また、学校だけでなく、お便り等を通じて家庭との連携を図ることで効果的に進めることができます。

各段階における指導内容　※文部科学省「指導の手引き」から

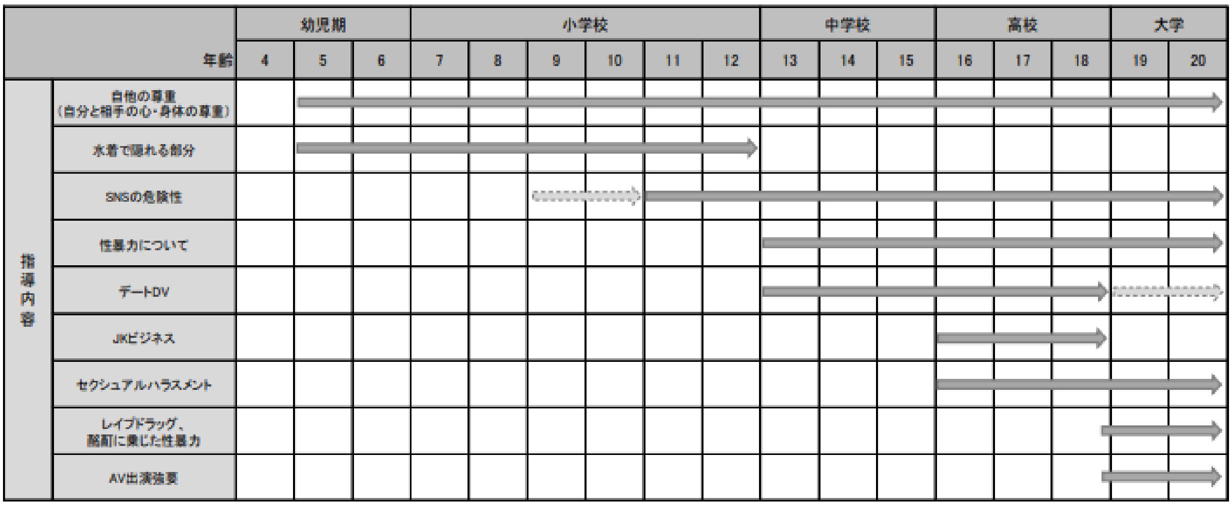

		幼児期			小学校						中学校			高校			大学	
	年齢	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
指導内容	自他の尊重 （自分と相手の心・身体の尊重）		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	水着で隠れる部分		→	→	→	→	→	→	→	→								
	SNSの危険性						⇢	⇢	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	性暴力について										→	→	→	→	→	→	→	→
	デートDV										→	→	→	→	→	→	⇢	⇢
	JKビジネス													→	→	→		
	セクシュアルハラスメント													→	→	→	→	→
	レイプドラッグ、 酩酊に乗じた性暴力																→	→
	AV出演強要																→	→

※児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、「生命の安全教育」を実施するほか、学校教育活動全体で性暴力、性被害防止に向けた取組も実施する。

※千葉県教育委員会ホームページに掲載されている「生命の安全教育に関する学習内容等一覧」もご活用ください。

◎体育科・保健体育科における保健指導で扱う性教育とは別に、性的関心や性的欲求への間違った理解により、性暴力の加害者、被害者、それらを見ているだけの傍観者とならないための学習活動が、「生命の安全教育」です。

「生命の安全教育」の推進にあたっての留意事項

○教材等の使用について

各種教材を活用し授業を行う場合は、児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、校内で十分に協議したうえで使用してください。

各教科等の授業の中で教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえたうえで適切に使用するよう留意することが必要です。

○指導上の配慮事項

家庭内で被害経験（性暴力被害のみならず、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトの被害を含む）がある児童生徒は「自分の体も相手の体も大切」といった考え方を理解、実践できない可能性があります。家庭の養育環境を含む他の要因があることを考慮に入れて、専門機関と連携して対応する必要があります。

外国人児童生徒の文化的な背景に十分配慮し、外国人児童生徒の行動がほかの児童生徒からの非難の対象となったり、外国人児童生徒の自尊感情を低下させたりするようなことがないようにする必要があります。

○保護者への対応

お便り等を通じて、事前に授業のねらいや内容について伝え、授業後もその様子を伝えるようにしましょう。

授業後に保護者から相談が寄せられた場合は、状況に応じて児童生徒への聞き取りや専門機関の紹介を行いましょう。

○教職員を対象とした「生命（いのち）の安全教育」に関する研修の実施

文部科学省が作成した「生命（いのち）の安全教育」教員向け動画コンテンツ等を活用した教職員研修を実施しましょう。実施期間中に研修を実施できない場合には、学校安全計画に基づき、早期に実施するよう努めましょう。